



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

所管課（室）名

○一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人 事 課
警 察 本 部

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人 事 課
教育庁教育政策課

○ながさき未来人材育成基金条例

財 政 課

○長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

障 害 福 祉 課

こども未来課

こども家庭課

未 来 人 材 課

○長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例

条 例

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第23号

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（災害応急作業等手当） 第22条 略 （1）～（4） 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。 （1） 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>950円</u> イ 応急作業等 <u>1,440円</u> （2） 前項第2号の作業 <u>1,440円</u> （3） 前項第3号の作業 <u>950円</u> （4） 前項第4号の作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において	（災害応急作業等手当） 第22条 略 （1）～（4） 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。 （1） 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>710円</u> イ 応急作業等 <u>1,080円</u> （2） 前項第2号の作業 <u>1,080円</u> （3） 前項第3号の作業 <u>710円</u> （4） 前項第4号の作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において

て、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額
3及び4 略
(外国勤務手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項の在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当の月額(在勤基本手当、同行配偶者手当及び在外単身赴任手当にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、在外住居手当にあつては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、同行子女手当にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額から職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する当該扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。)の合計額に相当する額とする。

て、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額
3及び4 略
(外国勤務手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項の在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額(在勤基本手当にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、住居手当にあつては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額から職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。)の合計額に相当する額とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(特殊作業手当)	(特殊作業手当)
第5条 略	第5条 略
2～12 略	2～12 略
13 第1項第15号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>1,120円</u> (大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあつては、 <u>1,440円</u>)とする。ただし、当該作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。	13 第1項第15号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>840円</u> (大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあつては、 <u>1,080円</u>)とする。ただし、当該作業が次の各号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
14及び15 略	14及び15 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- この条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例又は改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第24号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り等) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、<u>第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> (週休日の振替等)	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)について、<u>始業及び終業の時刻について</u>職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、<u>第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項に規定する週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> (1) 子の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第7条の4第2項、第17条第1項及び第20条の2第1項において同じ。)の介護をする職員及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員であって、人事委員会規則で定めるもの (2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの (週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

（時間外勤務代休時間）

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の4 略

2 前項の規定は、配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の3第1項において同じ。）で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

（時間外勤務代休時間）

第7条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第9条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の4 略

2 前項の規定は、配偶者等で負傷等により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項及び第7条の6第4項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、第19条の2、第19条の3並びに第19条の4中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、第19条の2、第19条の3並びに第19条の4中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

ながさき未来人材育成基金条例をここに公布する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第25号

ながさき未来人材育成基金条例

（基金の設置）

第1条 県は、こども及び若者の多様な挑戦を支援することにより、次代を担う人材の育成及び活躍の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、ながさき未来人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（基金の管理）

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、県内の人材の育成等を図るための経費の財源に充てることができるほか、基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第26号

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年長崎県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の資格) 第5条 略 2～5 略 6 第2項、第3項及び前項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (管理運営) 第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 附 則 1及び2 略 3 第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員	(職員の資格) 第5条 略 2～5 略 (管理運営) 第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(4) 略 附 則 1及び2 略 3 第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員

免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 略

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第5条第6項	第5条第2項、第3項及び第5項により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	---	----------

略

8 第5条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 略

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(<u>児童対象性暴力等の防止</u>) 第47条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第60条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (準用) 第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から<u>第51条</u>まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23	第47条 <u>削除</u> (準用) 第60条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (準用) 第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から<u>第46条</u>まで、<u>第48条から第51条</u>まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあ

条第2項中「次条」とあるのは「第78条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（以下この条において「施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先の施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4

項中「次条」とあるのは「第78条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第1項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（以下この条において「施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先の施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28

項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第44条 削除

（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第10条の2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （職員配置） 第49条 略	（職員配置） 第49条 略

1～3 略	1～3 略
4 乳児を入所させる保育所にあつては保健師、看護師又は准看護師を置くよう努めなければならない。	4 乳児を入所させる保育所にあつては保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を置くよう努めなければならない。
5 略	5 略
6 第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第75条第15項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
附 則	附 則
1～12 略	1～12 略
13 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、前2条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合において第33条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。	13 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合において第49条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。
14 特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第49条第6項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（設備運営基準の目的） 第3条 この条例で定める設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 （児童対象性暴力等の防止） 第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認	（設備運営基準の目的） 第3条 この条例で定める設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（職員の数等）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
略	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第10項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) 略	
(5) (1)に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3)及び(4) 略

（職員の数等）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
略	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第10項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) 略	

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3)及び(4) 略

(学校教育法施行規則の準用)

第23条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条(第3項を除く。)、第13条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条(後段を除く。))並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第5条第1項	入所者等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(学校教育法施行規則の準用)

第23条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、第12条(第3項を除く。)、第13条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条(後段を除く。))並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第5条第1項	入所者等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～9 略

10 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11～13 略

14 第6条第3項の表備考第5号及び第10項から第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

15 第5条第3項の表備考第5号及び附則第12条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1～9 略

10 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11～13 略

14 第10項から第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1 略 （経過措置） 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の長崎県認定こども園の認定要件に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<u>ただし、満3歳以上満4歳未満の幼児に関する配置の経過措置は、令和10年3月31日までとする。</u> 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第49条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<u>ただし、満3歳以上満4歳未満の幼児に関する配置の経過措置は、令和10年3月31日までとする。</u> 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定にかかわらず、なお	附 則 1 略 （経過措置） 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の長崎県認定こども園の認定要件に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第49条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定にかかわらず、なお

従前の例によることができる。ただし、満3歳以上満4歳未満の幼児に関する配置の経過措置は、令和10年3月31日までとする。

従前の例によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による長崎県認定こども園の認定要件に関する条例第10条第15号の改正部分、第2条の規定、第3条の規定、第4条の規定による長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の2の改正部分及び第5条の規定による長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第4条の3の改正部分は、令和8年12月25日から施行する。

長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第27号

長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例

長崎県産業人材育成基金条例（平成28年長崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（基金の設置） 第1条 大学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者及びこれらを卒業した者をいう。）の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、長崎県産業人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。	（基金の設置） 第1条 大学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者をいう。）の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、長崎県産業人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
（八二四）二二二一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏ト